

4) 被虐待児の性別及び満年齢

	被虐待児の性別				被虐待児の満年齢										
	男	女	不明	未表示	計	1-2歳	3-5歳	6-8歳	9-11歳	12-14歳	15-17歳	1歳未満	不明	未表示	計
ソウル	215	147	0	0	362	72	97	80	62	39	12	0	0	0	362
ソウル東部	57	47	0	0	104	9	7	31	34	15	8	0	0	0	104
釜山	10	10	0	0	20	0	6	4	5	2	3	0	0	0	20
大邱	40	34	0	0	74	7	6	12	17	18	8	0	0	6	74
仁川	39	30	0	0	69	1	10	18	20	15	3	2	0	0	69
光州	50	27	0	0	77	2	12	20	23	17	2	1	0	0	77
大田	123	97	0	0	220	9	25	41	63	61	21	0	0	0	220
蔚山	28	19	0	0	47	3	7	17	12	6	2	0	0	0	47
京畿	115	133	0	0	248	14	35	64	64	49	20	2	0	0	248
江原	45	34	0	0	79	2	8	17	27	14	11	0	0	0	79
忠北	71	83	0	0	154	15	30	26	39	26	18	0	0	0	154
忠南	35	31	0	0	66	4	16	18	16	9	3	0	0	0	66
全北	43	42	0	0	85	0	13	30	21	10	8	3	0	0	85
全南	56	30	0	0	86	9	15	15	19	14	5	1	0	8	86
慶北	26	16	0	0	42	0	5	16	13	6	2	0	0	0	42
慶南	12	30	0	0	42	2	6	7	12	10	5	0	0	0	42
済州	38	26	0	0	64	5	6	18	17	10	6	1	0	1	64
計	1003	836	0	0	1839	154	304	434	464	321	137	10	0	15	1839

5) 被虐待児の家族の類型

	被虐待児の家族の類型																			計
	一般家庭	父子家庭				母子家庭				未婚母家庭	再婚家庭	親戚家庭	同居	里親家庭	養子縁組家庭	施設保護	少年少女家庭	不明	その他	
		死別	離婚	家出	別居	死別	離婚	家出	別居											
ソウル	44	4	88	43	4	8	25	13	6	10	9	10	6	0	0	1	3	78	12	364
ソウル東部	31	0	22	20	3	2	4	0	0	1	9	7	0	0	0	3	1	1	0	104
釜山	4	2	4	4	0	0	0	0	0	0	3	1	0	0	0	0	0	2	0	20
大邱	21	5	16	11	0	1	1	0	0	1	1	0	9	0	0	0	0	0	7	73
仁川	25	0	17	2	1	0	4	1	3	1	9	5	1	0	0	0	0	0	0	69
光州	30	0	14	9	0	3	4	0	0	0	10	2	4	0	0	0	0	0	1	77
大田	58	10	39	22	4	16	15	2	2	3	19	24	5	1	0	0	0	0	0	220
蔚山	12	0	3	8	0	0	2	5	4	3	7	1	1	0	0	0	0	0	1	47
京畿	80	1	51	30	2	4	19	1	5	0	35	10	6	2	0	0	0	0	3	249
江原	17	3	10	14	0	2	1	0	3	0	9	5	13	0	2	0	0	0	0	79
忠北	40	2	22	21	4	10	4	2	7	2	10	11	17	0	0	0	0	1	1	154
忠南	22	0	10	3	5	0	3	0	0	0	4	6	2	0	0	2	5	0	4	66
全北	29	2	10	14	2	0	3	6	1	1	9	0	4	0	0	1	0	2	1	85
全南	22	2	8	14	3	0	1	7	1	0	13	14	0	0	0	0	0	0	0	85
慶北	7	0	11	15	1	2	0	0	0	0	1	0	3	0	0	0	2	0	0	42
慶南	12	0	10	6	0	0	4	0	0	1	5	0	2	0	0	0	0	2	0	42
済州	18	3	13	7	0	0	5	3	1	0	8	3	0	0	0	0	0	0	2	63
計	472	34	348	243	29	48	95	40	33	23	161	99	73	3	2	7	11	86	32	1839

6) 児童虐待の発生場所

	児童虐待の発生場所													計
	家庭内	親戚の家	近隣の家	遊び室	子どもの家	幼稚園	病院	家の周り	施設	学校	塾	その他	不明	
ソウル	209	18	2	7	11	0	13	6	9	0	0	84	3	362
ソウル東部	77	7	3	1	0	0	0	4	3	0	1	8	0	104
釜山	14	0	1	3	0	0	0	0	0	0	0	2	0	20
大邱	62	4	1	1	0	0	0	2	0	0	0	1	3	74
仁川	63	3	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	69
光州	63	1	1	0	0	0	0	1	0	1	1	9	0	77
大田	198	3	2	2	0	0	2	3	0	0	3	7	0	220
蔚山	40	0	0	0	0	0	0	5	0	2	0	0	0	47
京畿	205	11	2	1	1	1	0	8	0	4	1	14	0	248
江原	70	1	0	0	0	1	0	0	0	0	1	6	0	79
忠北	124	2	1	3	2	1	2	7	0	1	0	11	0	154
忠南	45	3	0	0	3	0	0	9	4	0	1	1	0	66
全北	74	3	0	1	0	0	0	3	1	1	1	1	0	85
全南	73	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	5	86
慶北	41	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	42
慶南	38	2	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	42
済州	55	2	0	0	2	0	0	0	0	0	0	3	2	64
計	1451	67	14	19	19	3	17	48	17	9	10	151	14	1839

7) 児童虐待の類型

	児童虐待の類型																計	
	身体虐待	情緒虐待	ネグレクト	性虐待	遺棄	身体+情緒	身体+ネグレクト	身体+性	情緒+ネグレクト	情緒+性	ネグレクト+性	身体+情緒+ネグレクト	身体+情緒+性	身体+ネグレクト+性	情緒+ネグレクト+性	身体+情緒+ネグレクト+性		未表示
ソウル	11	12	202	1	106	10	8	0	12	0	0	0	0	0	0	0	0	362
ソウル東部	12	9	28	6	2	10	13	1	1	0	0	20	0	0	0	2	0	104
釜山	4	0	1	0	5	6	1	0	0	0	0	2	0	1	0	0	0	20
大邱	2	6	8	2	1	29	3	0	5	1	0	16	0	0	0	0	1	74
仁川	13	11	30	0	0	3	4	2	1	0	2	3	0	0	0	0	0	69
光州	9	8	22	1	1	12	20	0	2	0	0	2	0	0	0	0	0	77
大田	26	32	77	4	7	27	16	2	18	0	0	11	0	0	0	0	0	220
蔚山	6	6	12	1	2	9	2	0	7	0	0	0	1	0	0	1	0	47
京畿	51	22	52	10	7	47	22	4	15	3	0	14	1	0	0	0	0	248
江原	7	1	14	2	2	32	0	3	3	0	1	12	0	0	0	2	0	79
忠北	1	13	37	12	9	26	4	4	17	0	0	25	0	0	0	6	0	154
忠南	10	4	23	1	5	10	2	0	8	0	0	2	1	0	0	0	0	66
全北	9	6	15	1	3	19	2	0	12	1	0	17	0	0	0	0	0	85
全南	9	5	22	2	1	17	4	0	16	0	0	8	0	0	0	0	2	86
慶北	8	1	11	2	0	7	5	0	3	0	0	5	0	0	0	0	0	42
慶南	3	4	9	2	1	11	1	0	4	0	0	7	0	0	0	0	0	42
済州	7	0	29	0	2	12	0	0	0	0	0	14	0	0	0	0	0	64
計	188	140	592	47	154	287	107	16	124	5	3	158	3	1	0	11	3	1839

8) 虐待者と児童との関係

	虐待者と児童との関係																					
	実父	実母	継父	継母	養父	養母	親祖父	親祖母	外祖父	外祖母	親戚	兄弟・姉妹	父・母の同居人	教師	塾講師	施設従事者	近隣	知らない人	不明	その他	未表示	計
ソウル	20	86	3	1	0	0	1	6	0	1	2	1	2	0	0	0	2	0	56	0	0	362
ソウル東部	67	15	2	3	0	0	0	4	0	0	4	0	0	0	1	3	2	1	1	1	0	104
釜山	10	3	1	2	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	2	0	0	20
大邱	52	11	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	5	0	0	0	1	0	0	1	2	74
仁川	42	18	1	4	0	0	0	3	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	69
光州	43	21	3	3	0	0	0	0	0	0	2	1	0	1	1	0	1	0	0	1	0	77
大田	132	44	1	6	0	0	2	12	0	1	8	0	5	1	2	0	2	3	0	1	0	220
蔚山	25	13	0	2	0	0	0	1	0	0	0	1	1	2	0	0	2	0	0	0	0	47
京畿	134	67	1	20	0	0	2	0	0	0	9	0	3	2	0	0	4	2	0	4	0	248
江原	40	14	1	4	1	0	4	3	0	0	0	1	6	1	0	0	1	1	0	2	0	79
忠北	96	29	2	0	0	0	0	1	0	0	2	1	4	2	0	0	5	7	1	4	0	154
忠南	41	13	0	3	0	0	0	2	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0	66
全北	56	13	0	5	0	0	3	0	0	0	0	0	1	1	1	1	2	0	1	1	0	85
全南	43	18	0	9	0	0	0	4	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9	86
慶北	35	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	1	0	0	0	0	42
慶南	24	7	0	5	0	0	2	2	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	42
済州	48	7	1	1	0	0	0	4	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	64
計	1089	383	16	69	1	0	14	42	0	4	35	5	30	10	6	4	25	14	61	19	12	1839

9) 虐待者の性別及び満年齢

	虐待者の性別					虐待者の満年齢									
	男	女	未詳	未表示	計	19歳以下	20-29歳	30-39歳	40-49歳	50-59歳	60-69歳	70歳以上	不明	未表示	計
ソウル	227	107	28	0	362	4	51	144	84	6	8	0	65	0	362
ソウル東部	77	27	0	0	104	0	5	43	49	5	2	0	0	0	104
釜山	11	7	2	0	20	0	0	9	4	4	1	0	2	0	20
大邱	57	17	0	0	74	0	3	27	37	2	1	0	0	4	74
仁川	44	25	0	0	69	0	4	35	23	3	2	1	1	0	69
光州	52	25	0	0	77	1	1	32	38	5	0	0	0	0	77
大田	148	72	0	0	220	0	13	90	90	11	11	4	1	0	220
蔚山	26	21	0	0	47	1	5	19	17	4	1	0	0	0	47
京畿	149	99	0	0	248	1	26	111	98	7	4	0	1	0	248
江原	53	26	0	0	79	2	6	31	29	2	3	4	2	0	79
忠北	122	32	0	0	154	2	18	60	60	8	2	2	2	0	154
忠南	40	26	0	0	66	0	4	37	16	4	0	1	4	0	66
全北	64	21	0	0	85	0	4	47	21	9	3	1	0	0	85
全南	51	35	0	0	86	0	7	51	18	6	1	0	0	3	86
慶北	36	6	0	0	42	0	0	20	18	3	0	0	1	0	42
慶南	26	16	0	0	42	0	1	11	25	0	4	0	1	0	42
済州	50	14	0	0	64	0	0	11	37	7	3	4	1	1	64
計	1233	576	30	0	1839	11	148	778	664	86	46	17	81	8	1839

10) 虐待者の特性

	虐待者の特性																				
	性格的問題	子どもの時虐待経験	アルコール濫用	薬物濫用	身体疾患及び障害	精神疾患及び障害	欲しくなかった児童	不適切な養育態度	養育知識及び技術の不足	夫婦葛藤	ストレス	社会的孤立	経済的な大変さ	配偶者暴力	尊属虐待	前科有り	宗教問題	特性なし	不明	その他	計
ソウル	29	6	17	2	8	15	7	11	46	50	8	5	16	12	1	2	3	1	59	18	567
ソウル東部	25	6	35	1	4	7	3	56	41	22	7	11	17	27	1	5	0	4	1	8	281
釜山	4	0	6	1	2	0	4	6	9	1	0	1	4	1	0	0	0	1	5	0	45
大邱	42	3	30	1	5	6	1	33	24	29	14	7	12	12	1	7	2	0	3	10	242
仁川	17	2	18	1	8	10	3	46	44	19	19	24	32	6	1	3	0	2	0	1	256
光州	20	5	20	2	2	12	1	41	19	13	4	11	8	15	2	2	0	1	2	6	186
大田	55	5	51	1	19	7	10	11	72	25	19	26	45	12	2	7	0	3	6	8	490
蔚山	14	0	15	1	4	4	6	24	16	9	5	7	8	3	1	3	0	0	2	0	122
京畿	72	15	57	2	12	36	7	11	70	43	47	32	32	29	4	17	7	8	5	26	632
江原	45	8	28	1	6	5	5	49	32	14	5	9	4	13	0	3	1	0	5	19	252
忠北	71	9	46	3	12	17	7	83	53	44	25	34	34	42	5	10	1	7	9	4	516
忠南	15	2	17	2	2	5	4	19	23	16	5	5	5	9	2	3	2	2	0	5	143
全北	33	15	28	0	6	5	13	37	25	23	28	23	30	17	6	6	2	3	15	2	317

全南	39	5	22	0	3	17	11	49	44	18	5	14	0	9	0	1	0	0	1	1	23
慶北	19	2	17	0	6	5	4	20	24	12	5	5	8	11	2	4	0	0	1	0	14
慶南	9	1	12	2	2	3	0	16	10	4	2	2	2	10	0	0	2	0	9	0	86
済州	22	0	26	4	9	12	0	40	35	14	4	2	17	11	1	3	0	0	1	4	20
計	53	84	44	24	11	16	86	85	58	35	20	21	42	23	29	76	20	32	12	11	47
	1		5		0	6		8	7	6	2	8	5	9					4	2	24

11) 虐待者初期措置結果及び虐待者法的措置結果

	虐待者初期措置結果								虐待者法的措置結果			
	相談	告訴 ・ 告発	その他 機関へ の依頼	入院治 療	通院治 療	面会禁 止	その他	計	告訴 ・ 告発	拘束	不 拘 束	計
ソウル	239	7	1	3	0	103	11	364	7	2	1	10
ソウル東部	70	0	0	1	3	21	10	105	0	0	0	0
釜山	7	3	5	0	1	5	0	21	3	1	0	4
大邱	37	0	2	0	0	27	7	73	0	0	0	0
仁川	39	4	1	3	0	14	5	66	4	1	1	6
光州	41	2	0	9	0	22	3	77	2	0	0	2
大田	199	4	3	0	0	14	3	223	9	0	0	9
蔚山	29	1	2	2	0	11	6	51	1	0	0	1
京畿	169	12	10	4	1	48	4	248	16	2	0	18
江原	60	8	2	0	0	6	4	80	8	0	0	8
忠北	96	18	0	3	0	31	6	154	18	3	0	21
忠南	39	0	0	0	0	19	8	66	3	0	1	4
全北	40	6	3	0	0	34	5	88	9	2	2	13
全南	71	0	0	0	0	12	3	86	0	0	0	0
慶北	31	1	0	0	0	8	2	42	1	0	0	1
慶南	19	0	3	0	0	20	0	42	0	0	0	0
済州	48	2	1	1	0	9	3	64	2	0	0	2
計	1234	68	33	26	5	404	80	1850	83	11	5	99



## 4. 仁川（インチョン）児童虐待予防センター

### 1. 事業概要

仁川広域市児童虐待予防センターは、児童福祉法第24条1項に基づいて設置された児童保護専門機関である。児童虐待の予防と発見、相談及び保護・治療の活動と教育・広報事業を通して、虐待を受けていたり、虐待を受ける可能性がある児童たちを保護し、家族の機能回復を助けて、児童たちが健康に成長発達できるように手伝っている。

#### ① 児童虐待相談・治療事業

- ・ 24時間通告相談電話1391運営
- ・ 全ての児童虐待事例の現場調査実施
- ・ 「児童虐待事例判定委員会」実施
- ・ 被虐待児への医療支援、教育サービス実施
- ・ 児童相談、親相談、家族相談、グループ相談など専門相談サービスの提供
- ・ 児童家族相談室の運営（心理治療、プレー治療など）
- ・ 児童虐待予防活動のためのネットワーク組織活動
- ・ 家族支持体系の構築及び地域資源の連携

#### ② 一時保護・治療施設の運営

- ・ 「仁川楽しいグループホーム」の運営
- ・ 生活指導及び情緒学習指導、医療支援サービスなどの提供

#### ③ 「児童虐待守護天使」の運営

- ・ 被虐待児のためのボランティア活動及び予防広報活動
- ・ 「児童虐待守護天使」の募集、教育、活動

#### ④ 児童虐待の予防・広報事業

- ・ 児童虐待予防キャンペーンの実施
- ・ 児童虐待予防セミナー、事例報告会開催
- ・ インターネットによる相談及び資料室などの運営
- ・ 児童虐待予防委員会の組織

#### ⑤ 親及び通告義務者への教育事業

- ・ 児童及び親教育
- ・ 教師、医療人、社会福祉担当公務員など通告義務者のための教育

## ⑤ 研究調査事業

- ・ 児童虐待事例研究集及び統計資料集発刊
- ・ 一般人、通告義務者のための教育プログラムの開発
- ・ 教育・広報VTR製作

## 2. 児童虐待予防センターの役割と機能

虐待を受けている児童とその親に、社会福祉士、専門相談員、各分野別専門委員が介入し、家庭内でおこっている多様な問題を迅速に処理し、専門的なサービスを提供する。究極的には、家庭回復又は児童の健康的な成長を目指している。

- ・ 24時間児童虐待通告電話（1391）の運営
- ・ 被虐待児の一時保護治療施設（仁川楽しいグループホーム）の運営
- ・ 児童虐待の予防・広報事業
- ・ 児童虐待サイバ（cyber）相談の実施など

## 3. 「児童虐待守護天使」とは？

児童ジキミというのは、児童を守ってくれると意味で結成されたボランティアの活動団である。仁川児童虐待予防センターの児童ジキミは、「児童虐待守護天使」という名前を付け、ボランティアとして活動している。

### 「児童虐待守護天使」の役割及び活動

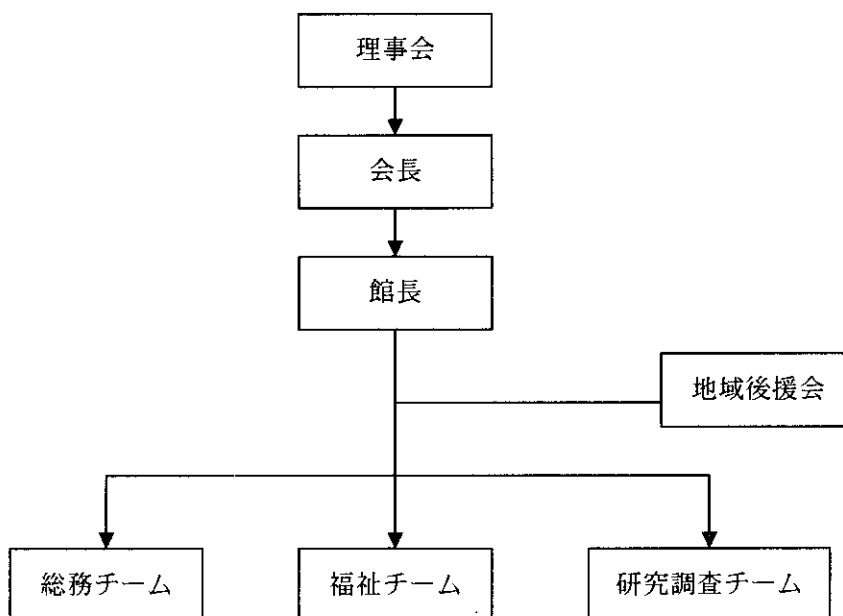
- ・ 児童虐待予防活動
- ・ 児童虐待の発見し、通告
- ・ 被虐待児のための支援活動
- ・ 児童が安全で健康に育つように地域社会環境を造成

## 事業案内

### 1. 運営目標

- 1) 児童虐待に対する通告体系の確立
  - ・ 通告義務制度の定着を図る。
  - ・ 24時間ホットラインの運営を通し、迅速な児童虐待通告を図る。
  - ・ 被虐待児に対する緊急措置を実施する。
- 2) 被虐待児に対する応急措置の実施
  - ・ 児童虐待通告受付時、現場調査を行う。
  - ・ 治療、一時保護などの迅速な介入を行う。
  - ・ 被虐待児の一時保護を通して児童の安全を確保し、相談、治療、ファミリープリゼベーション・サービスを提供する。
- 3) 児童虐待に対する国民認識の転換を図る。
  - ・ 親に、望ましい児童養育技法を教育し、児童虐待に対する認識を高揚する。
  - ・ 児童虐待の後遺症及び弊害の深刻性を広報することにより、児童虐待問題の重要性を知らせる。さらに、暴力・体罰・児童ネグレクトに対する許容的な社会認識変化を図る。

### 2. 組織



### 3. 沿革

2000. 11. 10. 仁川広域市児童保護専門機関の開館

⇒2002. 9. 現在まで、

- ① 児童虐待予防キャンペーン ; 33回
- ② 児童虐待事例判定委員会 ; 19回
- ③ 通告(予備)義務者教育 ; 11回
- ④ 地域住民巡回教育 ; 2回
- ⑤ 児童虐待守護天使インターン・プログラム ; 2回
- ⑥ 勉強室教師守護天使連絡会 ; 2回

などを開催した。

### 4. 人員

区別	計	館長	社会福祉士	プレイ治療士	保育教師	事務	調理師	運転手	管理人	機能訓練士
人員	17 (16)	1	7	(3)	4	1	1	2	1	(13)

### 5. 施設

- ① 施設名 ; 仁川広域市児童虐待予防センター (仁川楽しいグループホーム)
- ② 位置 ; 624-236 Dohwa 1-Dong, Nam-Gu  
INCHON, KOREA 402-061
- ③ 整備工事 ; 1999. 6. -1999. 8.
- ④ 敷地 ; 1, 256㎡ (379平米)
- ⑤ 建物 ; 1, 044. 56㎡ (315. 98平米)
- ⑥ 主要施設

区別	主要施設名
3階	被虐待児のための一時保護施設「仁川楽しいグループホーム」など
2階	館長室、事務室、相談室、心理検査室、プレイ治療室、児童図書室、グループ指導室、社会教育室、コンピュータ室、調理室など
1階	子どもの家(教師室1、保育室4)、講堂、ピアノ室など
地下	ボイラー室など
野外	子ども遊び場、野外庭園、駐車場など

### 6. 事業対象

- ・ 児童福祉法による満18歳未満の被虐待児(身体的、情緒的、性的虐待及びネグレクト)
- ・ 加害者である親

## 7. 事業内容

### 1) 24時間相談通告電話(032-1391、4回線運営)

①通告受付	児童虐待専門相談員は、虐待の疑いがある児童に対する通告を受付する。
②立入調査	通告受付された事例に対して、立入調査を行う。
③「仁川楽しいグループホーム」入所	虐待が深刻な場合又は緊急な分離保護が必要な場合、児童を一時保護するため、仁川楽しいグループホームに入所させる。
④児童虐待事例判定委員会の運営	児童虐待事例に対する多学問的なアプローチとして、正確な児童虐待判定及び効果的な事例介入の方法に対するスーパービジョンを実施(月1回)する。
⑤予防	虐待及び虐待再発防止のための相談、児童と親のための教育を行う。

### 2) 「仁川楽しいグループホーム」

①入所	児童を緊急に保護すべきである場合「仁川楽しいグループホーム」に入所させる。
②生活指導	シェルター社会福祉士が生活指導を行う。入所児童の基本生活習慣の指導を行う。
③情緒、学習指導	社会福祉士及び「児童虐待守護天使」による学習指導を行う。生活相談、自然学習、特別活動プログラムを通じた情緒指導を行う。
④医療支援サービス	入所児童のための健康診断を行う。外傷治療を要する児童に対する医療サービスを提供する。
⑤心理検査	心理検査を通して児童の発達、心理状態に対する情報を収集する。虐待関連の原因を探し、児童の治療及び親相談を実施する。
⑥専門相談治療	個別、グループ、家族、美術、プレー、音楽治療など多様な相談・治療を通して、児童の心理的外傷治療及び他人に対する信頼感、自尊感情の育成、感情調節能力など児童の問題解決能力を強化させる。
⑦グループプログラム	同じ問題をもっている児童間の意図的な相互作用が行われるようにグループプログラムを実施する。
⑧親教育及び相談	家族治療、親相談、夫婦訓練を行う。親の役割及び児童養育技術に対する親教育を行う。
⑨その他機関との連携及び事後管理	司法警察、行政機関、社会福祉機関、病院、学校との連携を通じた統合的なサービスを提供する。児童の元の家庭への復帰、措置以後の事後管理を実施する。

### 3) その他事業

①インターネット相談	インターネット環境を通じた通告受付及び相談を通して多様なアプローチをする。広報を通して、児童虐待に対する問題意識及び深刻性を啓発する。
②児童虐待守護天使	被虐待児のために支援するボランティア組織を通し、多様なプログラムによって、地域内の児童虐待予防活動を行う。
③広報事業	児童虐待の後遺症及びその影響の広報を通して、児童虐待に対する問題意識及び深刻性を啓発する。教師、警察官など児童虐待予防の実務委員会を構成し、月1回児童虐待予防キャンペーンを行い、仁川市民の児童虐待への問題意識の増進及び児童の権利擁護に対する意識を高める。(児童虐待反対署名、児童虐待守護天使の募集、イベントなど)
④教育事業	人的・物的資源のネットワークの形成を通して、児童虐待予防事業の専門性の向上及び専門家を養成する。(定期的教育、セミナー、スーパービジョン、研修、諮問委員会活動など)
⑤研究調査事業	研究調査及び事例集の発刊、インターネット専門資料室の開設を通して、児童虐待予防に対する持続的な研究事業を行う。

## 8. 児童虐待事例判定委員会の分野構成

法律分野	2名
行政分野	1名
医療分野	1名
社会福祉分野	2名
児童学分野	1名
教育分野	2名
計	9名

## 9. 児童保護事業の実績現況 (2002. 10月現在)

### 1) 通告受付及び結果現況

#### ① 通告受付及び結果現況

区別	通告受付件数		
	計	一般相談	児童虐待通告相談
月計	32	14	18
累計	231	102	159

区別	立入調査の可否			初期介入の結果				立入調査時、警察同行の有無		
	立入調査回数		立入調査 なし	計	児童虐待事例	疑いなし	不適切	計	同行	非同行
	小計	当月通告 事例								
月計	18	18	—	18	15	—	3	18	3	15
累計	157	139	0	154	123	18	13	154	25	129

#### ② 通告者の現況

区別	計	通告義務者					通告義務者ではない							
		小計	施設従 事者	社会福 祉担当 公務 員、児 童福祉 指導員	教師	医療関 係者	小計	親	近隣 ・ 友達	親戚	警察	児童 本人	匿名	その 他
月計	18	10	—	6	4	—	8	3	2	—	3	—	—	—
累計	134	44	—	21	23	—	110	25	43	8	24	6	—	4

## 2) 被虐待児の現況及び措置結果

### ① 被虐待児の性別及び満年齢

区別	計	性別		満年齢							
		男	女	1歳未満	1-2歳	3-5歳	6-8歳	9-11歳	12-14歳	15-17歳	18-19歳
月計	15	8	7	—	—	—	3	9	2	—	1
累計	127	66	61	3	1	10	34	42	31	5	1

### ② 被虐待児に対する初期措置結果

区別	計	初期措置結果							
		元家庭保護	親戚保護	一時保護	長期保護	他機関への 依頼	入院治療	通院治療	その他
月計	15	8	2	5	—	—	—	—	—
累計	127	79	11	29	6	2			

## 3) 虐待者の現況及び措置結果

### ① 虐待者の性別及び満年齢

区別	計	性別		満年齢						
		男	女	19歳 以下	20- 29歳	30- 39歳	40- 49歳	50- 59歳	60- 69歳	70歳 以上
月計	15	9	6	—	—	9	5	1	—	—
累計	127	78	49	—	7	57	50	4	5	4

### ② 虐待者と被虐待児との関係

区別	計	虐待児と被虐待児との関係										
		親							親戚	父・母の同 居人	近隣	その他
		小計	実父	実母	継父	継母	養父	養母				
月計	15	15	9	6	—	—	—	—	—	—	—	—
累計	127	127	68	37	4	6	1	1	8	—	1	1

### ③ 待者に対する初期措置結果

区別	計	初期措置結果					
		相談	公訴・告発	他機関への依頼	入院治療	通院治療	その他
月計	15	13	—	—	2	—	—
累計	127	103	8	4	10	2	—

### ④ 虐待者に対する法的措置結果

区別	計	虐待者に対する法的措置結果		
		告訴・告発	拘束	不拘束
月計	—	—	—	—
累計	6	2	2	2

#### 4) 児童虐待類型及び発生現況

##### ① 児童虐待類型

区別	虐待類型										
	計	身体虐待	情緒虐待	性虐待	ネグレクト	遺棄	身体+情緒	身体+ネグレクト	情緒+ネグレクト	ネグレクト+性	身体+情緒+ネグレクト
月計	15	3	1	—	5	—	2	3	—	1	—
累計	127	25	18	2	47	1	14		2	4	3

##### ② 児童虐待発生場所

区別	計	発生場所				
		家庭内	親戚の家	近隣の家	学校	その他
月計	15	15	—	—	—	—
累計	127	113	4	3	3	4

#### 5) 児童虐待予防広報・教育現況

##### ① 児童虐待予防広報

区別	月		累計	備考
	回	回	回	
広報物	リーフレット	—	1 (2, 000)	児童虐待予防及び通告電話1391の広報 1, 500部
	ポスタ	—	1 (1, 000)	
	チラシ	2 (1, 500)	23 (26, 331)	
マスコミ	放送	38	215	
	新聞	49	453	
	雑誌	—	16	
インターネット	—	10		
キャンペーン	2 (3, 294)	17 (28, 757名)		第34次児童虐待予防キャンペーン (2002. 10. 2. /10. 26)
その他	1 (8)	66 (1, 185)		機関協定式 (2002. 10. 2) 後援協定式 (2002. 10. 10)

##### ② 児童虐待予防教育

区別		月		累計		備考
		回	名	回	名	
一般	市民	6	1, 200	99	7, 669	
	警察	2	2	26	35	
通告義務者	施設従事者	6	12	49	134	
	社会福祉担当公務員・児童福祉指導員	3	171	27	525	第17-19回 児童虐待予備通告義務者教育 第3回 勉強室教師守護天使の連絡会
	教師	1	12	26	94	第18-20回 児童虐待通告義務者教育
	医療関係者	—	—	12	111	
セミナー		1	2	2	12	
その他		2	56	10	834	児童虐待予防児童教育



## 5. 国立保健院の保健福祉研修部

### 1. 児童虐待専門相談員課程 I

#### 教育訓練概要 - 公務員対象

区分	選択専門教育	課程名	児童虐待専門相談員課程																	
教育目標	児童虐待関連法令及び保護体系の理解 児童保護専門機関相談員としての専門知識及び技術の習得 虐待類型別介入技法の向上																			
教育対象	市・道及び市・郡・区の児童福祉指導員及び児童業務担当者																			
教育人員	・人員；40名    ・回数；1回    ・年間総人員；40名																			
教育期間	2002. 4. 29-5. 17 (15日)																			
教科運営	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区別</th> <th>計</th> <th>基本分野</th> <th>専門分野</th> <th>行政その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>時間</td> <td>109</td> <td>2</td> <td>104</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>比率 (%)</td> <td>100</td> <td>2</td> <td>95</td> <td>3</td> </tr> </tbody> </table>	区別	計	基本分野	専門分野	行政その他	時間	109	2	104	3	比率 (%)	100	2	95	3				
	区別	計	基本分野	専門分野	行政その他															
	時間	109	2	104	3															
	比率 (%)	100	2	95	3															
教育費	受講料（講師料、教材費、材料費）は無料 交通費、宿泊費は受講生の所属機関が負担																			

## 2. 児童虐待専門相談員課程Ⅱ

### 教育訓練概要 ー民間職員対象

過程名	児童虐待専門相談員課程																			
教育目標	児童虐待関連法令及び保護体系の理解 児童保護専門機関相談員としての専門知識及び技術の習得 虐待類型別介入技法の向上																			
教育対象	警察署のドメスティックバイオレンス及び児童虐待担当者 児童保護専門機関の相談員																			
教育人員	・人員；30名    ・回数；1回    ・年間総人員；30名																			
教育期間	2002. 6. 24-7. 12 (15日)																			
教科運営	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区別</th> <th>計</th> <th>基本分野</th> <th>専門分野</th> <th>行政その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>時間</td> <td>109</td> <td>2</td> <td>104</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>比率 (%)</td> <td>100</td> <td>2</td> <td>95</td> <td>3</td> </tr> </tbody> </table>					区別	計	基本分野	専門分野	行政その他	時間	109	2	104	3	比率 (%)	100	2	95	3
区別	計	基本分野	専門分野	行政その他																
時間	109	2	104	3																
比率 (%)	100	2	95	3																
教育費	受講料（講師料、教材費、材料費）は無料 交通費、宿泊費は受講生の所属機関が負担																			

### 3. 教科目及び教育方法 一児童虐待専門相談員課程一

分野別	教科目	教育方法及び割当て時間								
		計	講義	実習	討議	グループ討議	事例研究	視聴覚	見学	行政その他
	総計	109	62		40	4				3
基本分野	小計	2	2							
	1. 不正腐敗の防止のための意識改革教育	2	2							
専門分野	小計	104	60		40	4				
	1. 児童福祉の基本価値の理解	4	3		1					
	2. 児童福祉法の理解	4	3		1					
	3. 児童虐待発生の原因及び影響	8	5		3					
	4. 児童保護体系に対する理解	8	5		3					
	5. ファミリープリザベーション・サービスの理論と実際	8	6		2					
	6. 初期調査と事例援助計画	8	5		3					
	7. 危機介入	6	3		3					
	8. 危機介入	6	4		2					
	9. 児童分離と措置	12	8		4					
	10. 虐待類型別介入方法	8	5		3					
	11. 児童虐待とネグレクトに対するエコロジカル視点	8	5		3					
	12. 統合的なアプローチ方法 (機関連携・ネットワーク)	8	4		4					
	13. 児童虐待と関連する特殊な問題と介入方法	12	4		8	4				
	14. 虐待類型別相談事例の実習	4								
15. グループ討議										
行政その他	小計	3								3
	1. 登録及び課程ガイド	1								1
	2. 評価	1								1
	3. 質問紙作成など	1								1

#### 4. 教科目編成 一児童虐待専門相談員課程一

##### 教科目の編成

教科目	時間
アルコール中毒の理解	2
<b>〈児童福祉の基本価値の理解〉</b>	<b>4</b>
児童福祉の基本価値	2
児童の権利	2
<b>〈児童福祉法の理解〉</b>	<b>4</b>
児童福祉法の理解	2
児童福祉関連法の理解	2
<b>〈児童虐待発生の原因及び影響〉</b>	<b>8</b>
児童虐待発生の原因及び影響	3
事例研究	3
グループ討議	2
<b>〈児童保護体系に対する理解〉</b>	<b>8</b>
児童保護体系に対する理解	4
法的手順及び対応Ⅰ	2
法的手順及び対応Ⅱ	2
<b>〈ファミリープリザベーション・サービスの理論と実際〉</b>	<b>8</b>
ファミリープリザベーション・サービスとは	4
ファミリープリザベーション・サービスの実際	3
グループ討議	1
<b>〈初期調査と事例援助計画〉</b>	<b>8</b>
初期調査と事例援助計画Ⅰ	3
初期調査と事例援助計画Ⅱ	3
事例調査の実際	2
<b>〈危機介入〉</b>	<b>6</b>
危機介入の理論	3
危機介入の事例	3
<b>〈児童分離と措置〉</b>	<b>6</b>
児童分離と措置Ⅰ	3
児童分離と措置Ⅱ	3
<b>〈虐待類型別介入方法〉</b>	<b>12</b>
性虐待	3
身体的虐待	3
ネグレクト	3
情緒的虐待	3